

表

裏

水道・下水道 使用水量のお知らせ

通知書番号		検針員	
使用者番号			
使用場所			
使用者 (納付義務者) 様			
年度		使用期間 (検針日)	
月請求分			
水	メーター番号	口径	メーター交換時水量
		mm	m ³
	今回指示数	前回指示数	使用水量
	m ³	m ³	m ³
道	前回使用水量	前年度同期使用水量	料金予定額 (税込)
	m ³	m ³	円
	井戸メーター番号	口径	メーター交換時水量
		mm	m ³
下	今回指示数	前回指示数	使用水量
	m ³	m ³	m ³
	加算 (減水) 水量	排除量	
	m ³	m ³	m ³
水	前回排除量	前年度同期排除量	使用料予定額 (税込)
	m ³	m ³	円

この用紙では料金のお支払ができません。

お知らせ

口座振替済のお知らせ

年度		口座振替日	
月請求分		年 月 日	
科目	金額 (税込)	金融機関名・種別・口座名義人・口座番号	
水道	円		
下水道	円		

上記の金額が納入されましたのでお知らせします。

(受付時間 土曜日、日曜日及び祝日以外の日で8:30~17:15までの間)

※裏面もご覧ください。

使用者の皆様へ

- ・口座振替の方は、奇数月の月末 (休日の場合は翌営業日) に引き落としとなります。
- ・口座振替の依頼をされていない方は、奇数月の20日頃納付書を発送します。
- ・口座振替の依頼は、金融機関で手続きしてください。
- ・督促状を発送した場合には、督促手数料200円が加算されます (下水道等使用料のみが対象です。)
- ・納付されないときは、給水を停止する場合もあります。
- ・転出、転居及び死亡等により、上下水道の使用を開始又は中止、使用者及び所有者に変更が生じた場合は、市役所で手続きをしてください (印鑑必要)。
- ・道路上における漏水を発見した場合は、至急市役所までご連絡ください。
- ・この通知書に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して、審査請求をすることができます。また、この処分の決定を取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に市を被告として (市長が被告の代表者となります。) 提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行または手続きの執行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます (下水道等使用料のみが対象です。)

検針にご協力を

- ・メーターボックスの上に物を置かないように。
- ・犬などを放し飼いにしないように。

漏水していませんか?

- ・前回と比較して急に水量が増えたような時は、地下や床下などで漏水していることがあります。そのような時は次のようにして調べてください。
- ・家庭内の蛇口を全部閉めてメーター内のパイロット (銀色の風車) が回っていると漏水の可能性あります。



給水装置等の新設、増設、撤去及び修理につきましては市指定給水装置工事事業者で行ってください。

修理完了後は、市役所までご連絡ください。

排水設備等の新設、増設及び修理は排水設備指定工事店で行ってください。

料金表 (2か月)	基本料金	超過料金 (基本水量を超える1m ³ につき)		
		水道料金	下水道使用料	
水道料金	基本水量 20m ³ まで 1,760円	1 ~ 40m ³	99円	
		41 ~ 100m ³	110円	
		101m ³ ~	121円	
下水道使用料	基本水量 20m ³ まで 3,520円	1 ~ 40m ³	165円	
		41 ~ 100m ³	176円	
		101 ~ 180m ³	187円	
		181m ³ ~	198円	
メーター使用料	13mm	110円	40mm	550円
	20・25mm	264円	50mm	1,100円
	30mm	440円	65~100mm	2,860円

上記の金額には、消費税及び地方消費税が含まれています。